

岸和田市廃食用油回収・再生利用プロジェクト事業提案仕様書

1. 事業名

岸和田市廃食用油回収・再生利用プロジェクト

2. 事業の目的

本市は岸和田市一般廃棄物処理基本計画において、継続的に発展可能な循環型社会システムの構築と維持を目標に、各種施策を実施・検討している。

その一つとして、家庭で発生した使用済みの天ぷら油等の廃食用油の分別収集、再生利用を促進することで、資源として生かし、家庭由来の廃棄物の排出を抑え、ごみの削減、SAF やバイオディーゼルへの転換などカーボンニュートラル実現のために、環境への負荷の少ない適正処理へとつなげることを目的とする。

3. 本市の課題

(1) 家庭系廃食用油の回収業務の現状（既存事業）

本市では、家庭から排出される使用済みの廃食用油（以下、「廃食用油」）を一般廃棄物と位置づけ、その回収、再生利用を平成4年6月から現在まで行っている。令和7年度実績では約8.5トンの廃食用油を回収し、町会・自治会（以下、「町会等」）の協力のもと、安定的に回収できる仕組みが市民に定着している（詳細は以下参照）。

また現在の再生利用事業者は本市に存在し、市民が排出した廃食用油を市域内で再利用する地産地消型の仕組みも整っている。

I. 回収量実績

（単位：kg）

年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
拠点	10,420	10,750	10,090	10,300	10,432	9,090	7,385	7,350	6,720	6,620
常設	2,800	1,840	3,530	2,470	2,358	2,090	2,975	2,490	2,310	1,930
計	13,220	12,590	13,620	12,770	12,790	11,180	10,360	9,840	9,030	8,550

※校区別回収量などその他の詳細は市ホームページ「岸和田市廃棄物統計書」参照

II. 回収と再生利用の体制

町会等が所有する会館などで上・下半期で年2回、日曜日午前中に、市委託事業者（A社）が必要物品（回収用容器など）を設置、回収に回る（廃棄物減量等推進員（地元住民）などが立会）。回収カ所（半期）は町会等が約120カ所、常設は17カ所となる。

A社が再生利用委託事業者（B社）の処理施設へ搬入し、燃料として再利用を行っている。A社へは回収委託料の支出をし、B社からは買取による収入を得ている。

併せて、一般廃棄物処理業の規制に関しては、A社およびB社ともに市再生利用業の指定も受けている。

(2) 本市が抱える課題・問題・背景

- ・年々減少傾向にある回収量を増加させる回収方法の考案。
- ・町会等の協力実施のため、未加入者が排出できない場合があることや、回収機会が半年間空くため、自宅で保管してもらう必要があるなど、排出者の利便性の問題。
- ・常設カ所は管理が完全に行き届いていないため、植物性由来以外の廃油が混入する可能性がある。
- ・廃棄され未活用になっている廃食用油の回収。

4. 提案内容

本市の現状や課題・問題・背景を理解した上で、次の内容のいずれも満たす、候補者の創意工夫やアイデアを凝らした事業の提案を公募する。

- (1) 既存事業の回収体制とは異なる、回収量の安定的な確保および排出者の利便性、環境負荷の軽減などを図る新たな回収体制について、効果的かつ継続性のある事業を提案すること。
- (2) 上記(1)で回収した廃食用油の再生利用について、持続可能な社会に貢献する環境価値の高い事業を提案すること。

5. 履行期間

協定締結日から令和14年3月31日まで

6. 役割

本市及び候補者の役割はそれぞれ下記の通りとする。

- ・本市の役割
 - (1) 市民に対し本事業の幅広い周知を実施。
 - (2) 廃食用油の分別収集、再生利用の重要性についての積極的な啓発活動。
- ・候補者の役割
 - (1) 廃食用油の回収及び収集運搬。
 - (2) 廃食用油の再生利用。
 - (3) 廃食用油の分別収集、再生利用の重要性についての積極的な啓発活動。
 - (4) 廃食用油の回収量に関する必要な情報の記録。

7. 事業予算

事業提案及び採択された事業実施に要する一切の費用は、候補者の負担とする。

(本市の負担額は無し)

8. 報告書

- (1) 事業提案が採択された候補者（以下、「事業実施者」という。）は、各年度の事業が終了したときに事業の実施結果を記載した報告書を市に提出することとする。なお、報告書の様式及び報告の手続きについては、候補者と市で協議の上、定める。
- (2) 報告書に係るすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、市に帰属するものとする。

9. 委託の禁止

事業実施者は、廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。なお、廃棄物処理法で定めのない業務について市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

10. その他留意事項

- (1) 候補者の選定後、採択された提案を基に候補者と市で協議の上、詳細内容を決定し、協定締結する。
- (2) 事業の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。特に、一般廃棄物処理業の規制に関しても、岸和田市一般廃棄物再生利用業の指定制度の活用をするなど、廃棄物処理法その他関係法令を遵守すること。
- (3) 既存事業は本提案内容には含めないこと。